

令和4年度 森町水質検査計画書-1 森町上水道(本町地区)

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	森町浄水場																		浄水		原水	検査の省略						
			検査回数																		1ヶ月1回以上		1年1回以上							
			検査月																		3ヶ月1回以上									
			浄水									原水																		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上	
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査																		●	●	●	不可						
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																		●	●	●	不可						
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	不可						
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	可						
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	可						
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)						
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	可						
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)						
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				●	可						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				●	不可						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	不可						
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	可(海水を原水とする場合は不可)						
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			☐省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)						
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			☐	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)						
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			☐省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																			☐省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)						
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			☐	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)						
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			☐	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)						
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			☐	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)						
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			☐	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)						
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回																				●	不可						
22	クロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回																				●	不可						
23	クロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回																				●	不可						
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回																				●	不可						
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回																				●	不可						
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回																				●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)						
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回																				●	不可						
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回																				●	不可						
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回																				●	不可						
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回																				●	不可						
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回																				●	不可						
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)						
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)						
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査																			●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)						
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)						
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	可						
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査																			●	●	可						
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査																		○		●	不可						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	可						
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	可						
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	可						
42	シエオスミン	0.0001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																			△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)						
43	2-メチルイソホルネオール	0.0001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																			△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)						
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			☐省略1年1回	●	可						
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			☐省略1年1回	●	可						
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査																		○		●	不可						
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査																		○		●	不可						
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																		○		●	不可						
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																		○		●	不可						
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査																		○		●	不可						
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査																		○		●	不可						
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌(指標菌検査)	検出されないこと	原水1年12回検査																		●	●	●	大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌						
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																			●	●	H2O大腸菌定量検査により検出あり。						

●：検査回数の減は無し
 ○：自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △：当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 ☐：原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合には1年に1回以上、10分の1以下の場合には3年に1回以上とすることが出来る。
 可：過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったため、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。
 原水採取場所：鳥崎川水系鳥崎川 茅部郡森町字雲台115番地1
 浄水採取場所：茅部郡森町字鷺の木51番地

令和4年度 森町水質検査計画書-2 上水道(駒・赤地区)

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	駒ヶ岳・赤井川地区簡易水道															浄水		原水	検査の省略							
			検査回数	検査月															1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上		1年1回以上						
				浄水					原水																			
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可	
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可	
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					●	●	●	不可	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可	
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					□	●	●		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査		検			検																●	●	●	不可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	不可	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(海水を原水とする場合は不可)	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□省略1年1回	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□省略1年1回	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																●	●	●	不可	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																●	●	●	不可	
23	クロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																●	●	●	不可	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																●	●	●	不可	
25	ジプロクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																●	●	●	不可	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																●	●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																●	●	●	不可	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																●	●	●	不可	
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																●	●	●	不可	
30	プロモホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																●	●	●	不可	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検																●	●	●	不可	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査		検			検																□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査		検			検					検			検								□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査		検			検					検			検								□	●	●	可	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□	●	●	可	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検															△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)	
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検															△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□省略1年1回	●	●	可	
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					□省略1年1回	●	●	可	
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年12回検査																					検	検	検	検	大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																						検	検	検	急速濾過 濁度監視あり

●: 検査回数の減は無し
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所 : 折戸川水系精進川 茅部郡森町字駒ヶ岳国有林
 事業区1157林班ソ小班内
 浄水採取場所 : 茅部郡森町字駒ヶ岳23番地44

令和4年度 森町水質検査計画書-3 濁川地区簡易水道

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	濁川・三岱地区簡易水道																								浄水		原水	検査の省略
			検査回数			検査月												浄水			原水									
						浄水						原水						1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上										
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上				
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査												●	●	●	不可												
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査												●	●	●	不可												
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	●	●	不可												
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□	●	可												
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□	●	可												
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□	●	可												
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査												●	□	●													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査												●	●	●	不可												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□	●	不可												
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査												●	□省略1年1回	●	可(海水を原水とする場合は不可)												
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査												●	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
17	トランス1,2-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)												
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
22	クロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
23	クロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回												●	●	●	不可												
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査												●	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査												●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)												
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												●	□	●	可												
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査												●	□	●	可												
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査												○	●	●	不可												
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査												○	□	●	可												
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査												○	□	●	可												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												○	□	●	可												
42	シェオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査												△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)												
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査												△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												○	□省略1年1回	●	可												
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査												○	□省略1年1回	●	可												
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査												○	●	●	不可												
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査												○	●	●	不可												
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査												○	●	●	不可												
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査												○	●	●	不可												
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査												○	●	●	不可												
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査												○	●	●	不可												
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年2回検査(地下水)												●	●	●	大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌												
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと													●	●	●													

●: 検査回数の減は無し
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合には1年に1回以上、10分の1以下の場合には3年に1回以上とすることが出来る。
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所: 三岱地下水1号井 茅部郡森町字三岱102番地2
 三岱地下水2号井 茅部郡森町字三岱56番地1
 浄水採取場所: 茅部郡森町字濁川88番地